

5 精神保健の概況

(1) 精神障害者の現状

本県における精神科入院・通院患者の状況は、平成28年6月精神保健月報によると6月30日現在で入院中の者が4,861人、通院治療を受けている者(6月受診者実数)が44,046人となっている。

また、精神病床数、入院患者数、人口万対病床数及び措置患者の推移は表4-35のとおりである。

表 4 - 35 年次別精神病床数及び入院患者の状況 (平成28年 6 月30日現在)

(単位:床、人、%)

年	人口(千人)	月末病床数	月末在院患者数	措置患者数	人口万対病床数	月末在院患者に占める措置患者の割合(%)	人口万対措置患者数	病床利用率(%)
H24	1,408	5,393	5,034	55	38.3	0.5	0.4	93.3
H25	1,414	5,387	5,032	26	38.1	0.5	0.2	93.4
H26	1,419	5,386	4,964	18	37.9	0.4	0.1	92.2
H27	1,427	5,390	4,911	21	37.7	0.4	0.1	91.1
H28	1,438	5,387	4,861	29	37.5	0.6	0.2	90.2

資料:精神保健月報

(2) 精神科医療施設

a 精神科病院

表 4 - 36 開設者別精神科病院等の状況

(単位:床、人、%)

年	区分	国	県立	医療法人	計
H24	病院数	2	4	19	25
	精神科病床	366	355	4,702	5,423
	精神科入院患者数	306	285	4,443	5,034
	利用率	83.6	80.3	94.5	92.8
H25	病院数	2	4	19	25
	精神科病床	336	355	4,694	5,385
	精神科入院患者数	316	275	4,441	5,032
	利用率	94.0	77.5	94.6	93.4
H26	病院数	2	4	19	25
	精神科病床	342	350	4,694	5,386
	精神科入院患者数	292	273	4,399	4,964
	利用率	85.4	78.0	93.7	92.2
H27	病院数	2	4	19	25
	精神科病床	342	350	4,698	5,390
	精神科入院患者数	294	269	4,343	4,911
	利用率	86.0	76.9	92.4	91.1
H28	病院数	2	4	19	25
	精神科病床	354	350	4,683	5,387
	精神科入院患者数	294	275	4,292	4,911
	利用率	83.1	78.6	91.7	91.2

資料:精神保健月報

b 総合精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する総合的な機関として、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、教育研修、調査研究ならびに相談指導、診療業務を実施すると共に福祉保健所その他の関係機関に対し技術指導、技術援助を行っている。また、昭和51年9月から、回復途上にある精神障害者に対し、生活能力の回復・技術の習得・作業能力を養う等の指導を行い、円滑な社会復帰を促進するためにデイケア事業を行ってきたが、平成17年度から平成28年度第一四半期(6月)までは、うつ病を対象にしたデイケアを行った。平成28年度の10月からは依存症ショートケア、11月からはひきこもりデイケアを開設した。

さらに精神保健福祉法の改正により、平成14年4月から、精神医療審査会の事務及び診断書による通院医療公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を実施している。

表4-37 総合精神保健福祉センター事業実績

(単位:件、人、回)

事業別内訳	技術指導・援助	教育研修		普及啓発		電話相談	相談		組織育成				デイケア		ひきこもり専門支援センター(電話・来所相談・同行訪問等)	
									患者会	家族会	断酒会	その他				
単位	実施件数	実施件数	参加延人員	回数	延人員	延人員	実人員	延人員	支援件数	支援件数	支援件数	支援件数	実人員	延人員	実人員	延人員
H24	167	72	816	4	2,069	1,679	105	110	12	-	-	28	59	604		
H25	120	71	827	5	3,304	1,365	90	95	12	-	-	12	33	533		
H26	140	99	3,286	49	7,534	1,472	142	169	12	-	-	12	36	576		
H27	263	94	1,798	10	3,413	1,630	104	124	12	12	1	25	39	641		
H28	156	108	1,109	4	2,815	1,644	174	304	-	12	-	-	20	184	154	612

資料:衛生行政報告例

※ひきこもり専門支援センター(電話・来所相談・同行訪問等)の実人員、延人員に関しては平成28年10月4日開所から平成29年3月31日までの数

(3) 入院患者の状況

精神科病院入院患者及び措置患者の状況は次表のとおりである。

表4-38 精神科病院数、精神病床数、入院患者数、指定病院数、指定病床数、措置入院患者数の年次推移(毎年6月30日現在)

(単位:床、人、%)

	病院数	病床数	入院患者数	病床利用率	指定病院数	指定病床数	措置入院患者数	入院患者に対する措置比較
H23	25	5,423	5,042	93.0%	16	156	34	0.7%
H24	25	5,393	5,034	93.3%	16	163	55	1.1%
H25	25	5,387	5,032	93.4%	16	163	26	0.5%
H26	25	5,386	4,964	92.2%	16	163	18	0.4%
H27	25	5,390	4,911	91.1%	17	213	21	0.4%
H28	25	5,387	4,861	90.2%	16	163	29	0.6%

資料:精神保健月報

表 4-39 病類別入院患者数の年次推移（毎年6月30日現在）

(単位:人、%)

疾患	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率
統合失調症	3,308	65.7	3,268	64.9	3,146	63.4	3,130	63.7	3,079	63.3
気分障害	247	4.9	238	4.7	244	4.9	259	5.3	238	4.9
てんかん	39	0.8	25	0.5	28	0.6	35	0.7	36	0.7
器質性精神障害	1,092	21.7	1,090	21.7	1,119	22.5	1,114	22.7	1,149	23.6
アルツハイマー型認知症	454	9.0	472	9.4	493	9.9	489	10.0	505	10.4
血管性認知症	283	5.6	258	5.1	239	4.8	223	4.5	165	3.4
その他の器質性精神障害	355	7.1	360	7.2	387	7.8	402	8.2	479	9.9
中毒性精神障害	204	4.1	217	4.3	227	4.6	210	4.3	190	3.9
アルコール中毒	200	4.0	204	4.1	222	4.5	205	4.2	181	3.7
その他の中毒	4	0.1	13	0.3	5	0.1	5	0.1	9	0.2
精神遅滞	26	0.5	20	0.4	19	0.4	23	0.5	19	0.4
人格障害	8	0.2	5	0.1	8	0.2	6	0.1	8	0.2
神経性障害	39	0.8	37	0.7	48	1.0	48	1.0	69	1.4
その他	71	1.4	132	2.6	125	2.5	86	1.8	73	1.5
合計	5,034	100.0	5,032	100.0	4,964	100.0	4,911	100.0	4,861	100.0

資料:精神保健福祉資料県まとめ(630調査)

図 4-5
在院患者診断区分
(平成28年6月30日現在)

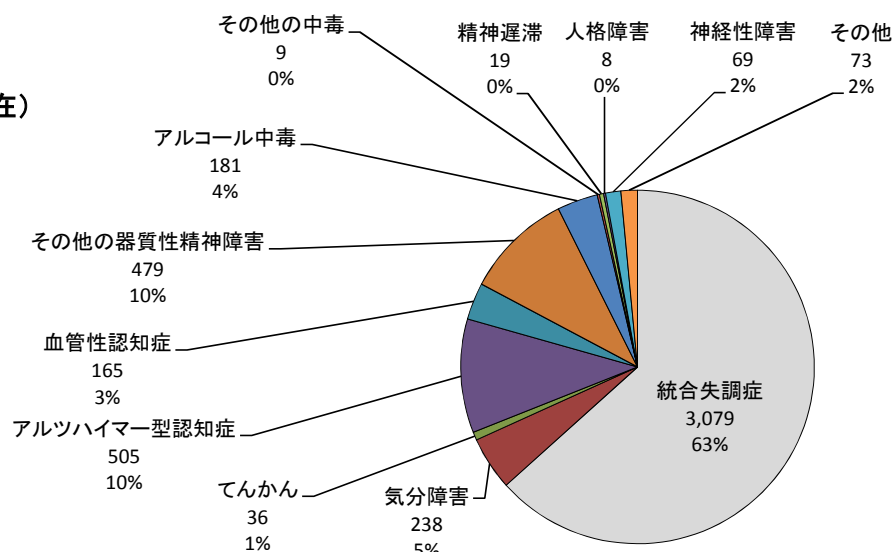


表 4-40 入院費目別患者数の年次推移（毎年6月30日現在）

(単位:人、%)

費目	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率
総数	5,034	100.0	5,032	100.0	4,964	100.0	4,911	100.0	4,861	100.0
精神保健福祉法第29条	55	1.1	26	0.5	18	0.4	21	0.4	29	0.6
復帰特別措置	608	12.1	569	11.3	510	10.3	466	9.5	430	8.8
各種保険	3,409	67.7	3,435	68.3	3,426	69.0	3,448	70.2	3,416	70.3
生活保護法	921	18.3	967	19.2	972	19.6	940	19.1	959	19.7
医療観察法	35	0.7	32	0.6	36	0.7	35	0.7	27	0.6
私費・その他	6	0.1	3	0.1	2	0.0	1	0.0	-	0.0

資料:精神保健月報

表4-41 入院形態別患者数の年次推移（毎年6月30日現在）

（単位：人、％）

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率	入院患者数	率
総数	5,042	100.0	5,034	100.0	5,032	100.0	4,964	100.0	4,911	100.0	4,861	100.0
措置入院	34	0.7	55	1.1	26	0.5	18	0.4	21	0.4	29	0.6
医療保護入院	2,013	39.9	2,107	41.9	2,173	43.2	2,165	43.6	2,099	42.7	2,094	43.1
任意入院	2,962	58.7	2,834	56.3	2,801	55.7	2,745	55.3	2,756	56.1	2,711	55.8
応急入院	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
医療観察法による鑑定入院	-	0.0	3	0.1	-	0.0	4	0.1	2	0.0	2	0.0
医療観察法による入院	33	0.7	35	0.7	32	0.6	32	0.6	33	0.7	25	0.5
他法入院(結核)	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0

資料：精神保健月報

表4-42 措置入院患者の状況

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
新規措置患者数(人)	106	124	95	73	86	92
措置解除者数(人)	91	125	111	75	72	103
前年度末措置患者数(人)	39	59	40	22	36	35

※緊急措置入院は除く。

表4-43 精神障害者診察申請・通報の届出状況

（単位：件、％）

	H26年度					H27年度					H28年度				
	申請・通報件数	診察結果				申請・通報件数	診察結果				申請・通報件数	診察結果			
		計	要措置	不要措置	措置率		計	要措置	不要措置	措置率		計	要措置	不要措置	措置率
一般からの申請(法第22条)	4	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	3	3	3	-	100.0
警察官からの通報(法第23条)	126	30	26	4	86.7	126	41	36	5	87.8	151	44	37	7	84.1
検察官からの通報(法第24条)	53	45	41	4	91.1	61	53	45	8	84.9	64	58	49	9	84.5
保護観察所の長からの通報(法第25条の2)	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0
矯正施設の長からの通報(法第26条)	67	4	3	1	75.0	79	6	4	2	66.7	117	2	2	-	100.0
精神科病院管理者からの届出(法第26条の2)	1	1	1	-	0.0	1	1	1	-	100.0	2	2	1	1	50.0
申請・通報に基づかないもの		-	-	-	0.0	1	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0
計	251	80	71	9	88.8	268	101	86	15	85.1	337	109	92	17	84.4
法29条の2に基づくもの	2	2	2	-	100.0	3	3	3	-	100.0	3	3	3	-	100.0

※法：精神保健福祉法

(4) 通院患者の状況

表4-44 通院患者数及び公費通院申請の状況

(単位:人、件)

	通院患者数	申請件数	新規	再認定	変更	承認	否
H23年度	39,962	39,969	6,124	26,813	7,025	39,962	7
H24	41,290	41,297	6,309	28,425	6,556	41,290	1
H25	42,431	42,438	6,527	29,365	6,539	42,431	7
H26	44,154	44,159	6,631	31,385	6,138	44,154	5
H27	46,532	46,538	7,003	32,958	6,571	46,532	6

(5) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の社会復帰促進を目的に平成7年10月から開始された制度である。

表4-45 精神障害者保健福祉手帳交付状況(平成28年度末現在)

(単位:件)

	申請		交付状況				不承認
	医師の診断書	障害年金証書の写し	1級	2級	3級	計	
H25	7,463	1,491	2,279	3,864	1,271	7,414	49
H26	7,549	1,497	2,071	3,660	1,199	6,930	37
H27	8,780	1,427	2,567	4,306	1,448	8,321	28
H28	8,612	1,509	2,366	4,163	1,508	8,037	49
年度末交付者数			7,621	14,785	4,432	26,838	

※申請件数内の保留分は除く。

※年度末交付者数欄は、平成28年度末時点の有効手帳数を記載

(6) 医療費

a 入院医療費

精神保健福祉法第29条による措置入院及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第156条及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用に関する政令による入院医療費の支払件数及び支払金額の推移は表4-46のとおりである。

表4-46 年度別入院医療費支払件数及び支払金額

(単位:件、千円)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
支払件数	措置入院	603	432	349	353	428
	特別措置	7,547	7,033	6,324	5,945	5,477
	計	8,150	7,465	6,673	6,298	5,905
支払金額	措置入院	104,640	84,128	98,374	93,119	119,551
	特別措置	719,544	643,953	584,032	536,622	500,953
	計	824,184	728,081	682,406	629,741	620,504

b 通院医療費

通院医療公費負担の支払い件数及び支払金額の推移は、表4-47のとおりである。

表 4 - 47 年度別通院医療費支払件数及び支払金額

(単位:件、千円)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
支払件数	精神通院医療	539,737	561,316	585,426	609,857	629,953
	特 別 措 置	424,550	439,239	455,285	475,792	489,898
	計	964,287	1,000,555	1,040,711	1,085,649	1,119,851
支払金額	精神通院医療	6,219,718	6,428,669	6,504,530	6,756,419	6,853,803
	特 別 措 置	606,265	637,143	652,949	674,576	681,763
	計	6,825,983	7,065,812	7,157,479	7,430,995	7,535,566

(7) 精神保健指定医

5年以上の医療実務経験があり、3年以上の精神障害の診断又は治療に従事した医師のうちから、その者の同意を得て厚生労働大臣が指定している。指定後は、県知事の監督のもとに、精神障害の有無並びにその治療及び保護を行う上において入院を必要とするかどうかの判定を行っている。

表 4 - 48 保健所別精神保健指定医の状況 (平成27年 6月30日現在)

	北部保健所	中部保健所	南部保健所	宮古保健所	八重山保健所	計
指定医数	8人	61人	106人	5人	2人	182人

(8) 保健所における精神保健福祉活動

a 相談指導及び訪問指導状況

保健所に精神保健福祉相談員を配置するとともに、保健師と連携を密にし、在宅患者に対して相談及び訪問指導を行っている。その状況は、表4-49のとおりである。

表 4 - 49 保健所における相談指導及び訪問指導状況 (平成28年度)

(単位:人)

	北部保健所		中部保健所		南部保健所		宮古保健所		八重山保健所		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
相談指導	175	470	213	2,111	443	1,485	78	401	78	404	987	4,871
訪問指導	67	211	101	351	83	225	23	93	24	71	298	951
計	242	681	314	2,462	526	1,710	101	494	102	475	1,285	5,822

資料:保健所報告

※相談指導に関しては電話相談等を含めた数

※平成25年度より那覇市は中核市として、那覇市保健所で相談事業を実施のため含まれていない。

(9) 自殺対策事業

a 自殺者の推移

自殺者数は平成10年以降300人を超える状況が続いていたが、平成24年に300人を下回った。平成24年以降は300人を下回った状況が続いており、平成28年の自殺者数は269人、人口10万対の自殺死亡率では18.9となっている。

表4-50 自殺者の推移

		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
自殺者数	総数	242	315	332	347	312	328	350	318	328	374	319	328	383	353	379	285	292	287	294	269
	男	190	246	255	272	254	266	276	259	268	292	250	249	293	260	297	224	227	214	224	211
	女	52	69	77	75	58	62	74	59	60	82	69	79	90	93	82	61	65	73	70	58
自殺死亡率	総数	18.8	24.3	25.4	26.5	23.6	24.6	26.1	23.5	24.2	27.5	23.4	24.0	27.9	25.5	27.2	20.3	20.8	20.3	20.7	18.9
	男	30.2	38.7	39.8	42.2	39.1	40.7	41.9	39.1	40.3	43.7	37.4	37.2	43.5	38.3	43.5	32.6	32.9	30.9	32.1	30.1
	女	7.9	10.5	11.6	11.2	8.6	9.1	10.8	8.6	8.7	11.8	9.9	11.3	12.8	13.2	11.5	8.5	9.1	10.1	9.7	8.0

資料:衛生統計年報

b 沖縄県自殺総合対策行動計画

平成20年3月に、行政をはじめ、民間の関係機関・団体等が相互に連携し、自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応を行うため、それぞれの役割を分担して総合的に推進していくために「自殺総合対策行動計画」が策定された。同計画の数値目標は、平成18年の自殺死亡率27.5の20%以上減少(22.0)としていたが、平成24年目標が達成されたため、数値目標を30%以上減少(19.2)と見直した。平成28年の自殺死亡率は18.9であり数値目標を達成することができた。

c 県の取り組み

県では、沖縄県自殺対策連絡協議会、自殺対策県機関連絡会議、保健所圏域毎の自殺対策関係機関連絡会議、総合精神保健福祉センター・保健所担当者会議等を開催し、関係機関との連携のもと、自殺対策に総合的、横断的に取り組んでいる。

自殺対策緊急強化事業は、地域における自殺対策を強化することを目的に平成21年9月に基金を設置し、基金事業のなかで、県が直接又は市町村及び民間団体へ補助金を交付することにより、地域の実情を踏まえ、相談支援・人材養成、普及啓発事業等を実施してきた。

平成27年度からは、自殺対策強化事業として(自殺対策緊急強化事業は、対象を東日本大震災の被災者及び避難者に限定して継続)若年者及びその支援者を対象とした事業や、人材養成、自殺未遂者などハイリスク対策などについて取り組んでいる。

自殺予防事業では、かかりつけ医に対し、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図ることを目的に、研修を実施している。

6 疾病予防対策

(1) ハンセン病対策

ア ハンセン病の現状

ハンセン病は、平成8年4月1日施行の「らい予防法の廃止に関する法律」により一般疾病の扱いとなったが、これまでの経緯や現況を考慮し、同法により入所者の治療、福祉の施策及び家族援護等は継続して行うことになった。

平成13年5月の国家賠償訴訟において国側が敗訴したことなどで、ハンセン病に関する正しい知識の啓発を行い、偏見や差別を解消していくことが行政の役割として強く求められている。

本県では、県外療養者との交流事業や里帰り事業、偏見や差別を解消するための普及啓発活動を継続的に行い、また、退所者の県営住宅への入居を優先的に行うなど、ハンセン病回復者の福祉の増進等を図っている。

平成20年6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立（平成21年4月1日施行）し、国と協力しハンセン病回復者等の福祉の増進等を図ることが地方公共団体の責務として明記されたことから、これまでの活動に加え今後は、各療養所の将来構想を実現するため、国や関係市町村等と連携しながら、回復者等が安心して暮らせる社会の形成に向けた取り組みが重要な課題となっている。

本県におけるハンセン病回復者等の数は本土復帰時の昭和47年に1,940人で、そのうち療養所入所者が888人、在宅患者が1,052人であった。

平成29年9月末日現在、沖縄愛楽園入所者155人、宮古南静園入所者66人、県外7か所の療養所に入所中の本県出身者は35人、平成29年3月31日現在、在宅患者が14人となっている。

イ 在宅治療

在宅治療は、昭和36年（1961年）8月、琉球政府立法第199号で公布されたハンセン氏病予防法第8条（行政主席は、ハンセン氏病を伝染させるおそれがない患者に対し、予防上必要があると認めるときは、在宅のまま必要な措置を講ずることができる。）を根拠として、昭和37年（1962年）5月から（財）沖縄らい予防協会〔現（公財）沖縄県ゆうな協会〕が琉球政府から委託を受けて実施してきた。昭和47年（1972年）5月15日の本土復帰に伴い「らい予防法」が適用されたが、本制度は沖縄振興特別措置法に基づき存続し、引き続き（公財）沖縄県ゆうな協会が厚生労働省から委託を受けて実施している。

従来、在宅患者の治療は、（公財）沖縄県ゆうな協会的那覇診療所（那覇市古波蔵）、沖縄愛楽園、宮古南静園及び琉大附属病院において行われていたが、「らい予防法」廃止に伴って一般の疾病と同様な取り扱いとなり、一般医療機関においても治療できることとなった。

ウ 家族援護の状況

国からの委託事務として、入所者が安心して療養生活が送れるよう、入所者の家族で生活困難な者に対して生活援護を行っている。平成29年10月末現在で援護世帯数5世帯、援護人員5人で、1世帯当たりの平均援護月額約6万8千円となっている。

エ 普及啓発活動等

(ア) 平成29年度「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）関連「パネル展・療養所入所者の作品展」の実施

- 1 期 間：平成29年6月1日（木）～6月30日（金）
- 2 主 催：沖縄県・（公財）沖縄県ゆうな協会
- 3 実施方法：沖縄県立図書館及び沖縄県庁県民ホールにおいてパネル展及び療養所入所者作品展を開催。県広報媒体（ラジオや県ホームページ等）により広報を行う。

(イ) 啓発資料等作成・配布

普及啓発パンフレットを作成し市町村等関係機関へ配布

オ 県外療養者対策

(ア) 県外療養者里帰り事業

- 1 目 的：県外のハンセン病療養所で療養中の本県出身者を対象に、故郷沖縄の歴史や文化にふれてもらうことを目的として里帰りを実施することにより、療養者の福祉の増進を図っている。※昭和55年から始まった事業で、平成28年度で37回目、延べ341人の参加となっている。
- 2 実施日程：平成29年2月14日（火）～17日（金）3泊4日（希望者は自己負担で延泊）
- 3 内 容：歓迎会・親戚訪問等
- 4 参加人数：県外3か所の療養所から5人参加（その他随行員6名）。
- 5 県 負 担：各療養所から本県までの航空賃含む交通費、県内での宿泊費、食費等。

(イ) 県外療養所訪問

- 1 目的：県出身者が入所する県外療養所を訪問し、沖縄県の様子や入所者の近況報告などによる交流や、里帰り事業に関する要望の聞き取りなどを行う。
- 2 実績

表4-51 県外療養所訪問実績

	訪問期日	療養所名	訪問期日	療養所名
平成22年度	12月14日	邑久光明園	12月16日	長島愛生園
平成23年度	12月19日	星塚敬愛園	2月2日	多摩全生園
平成24年度	11月21日	星塚敬愛園	12月20日	駿河療養所
平成25年度	11月20日	星塚敬愛園	12月18日	邑久光明園
平成26年度	11月20日	星塚敬愛園	12月8日	菊池恵楓園
平成27年度	11月16日	星塚敬愛園	12月7日	多摩全生園
平成28年度	11月17日	星塚敬愛園	12月15日	駿河療養所
平成29年度	11月16日	星塚敬愛園	12月14日	菊池恵楓園

(ウ) 見舞金及び見舞品の支給

県外療養所入所者に対して、1人当たり3,000円の見舞金を支給している。また、訪問する

療養所へは1療養所あたり 5,000円程度の郷土の菓子、7,500円程度の品物を見舞品として支給している。

(エ) 郷土新聞及び県広報誌等の送付

現在、要望のある県外4療養所へ郷土新聞等を送付している。

カ ハンセン病証言集編集事業（平成17年度12,000千円・18年度10,000千円）

沖縄愛楽園と宮古南静園の両自治会が実施した「証言集編集事業」に対する補助事業。

両自治会では、回復者等の名誉回復を目的として、ハンセン病の歴史的な資料を収集し、入所者等から偏見や差別の被害の実態について聞き取り調査を行い、その記録を歴史的に検証する観点に立った証言集を作製した。平成17年度に「沖縄県ハンセン病証言集資料編」、平成18年度に「沖縄県ハンセン病証言集沖縄愛楽園編」、「同宮古南静園編」がそれぞれ刊行された。

(2) 原子爆弾被爆者対策

本県には平成29年3月末現在、156人の原子爆弾被爆者（以下「被爆者」という。）及び3人の健康診断受診者証所持者が居住しており、県はこれらの被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断の実施、医療の給付並びに諸手当の支給を行うことにより被爆者の健康管理を図るとともに福祉の向上に努めている。

ア 被爆者健康手帳等交付状況

表4-52 被爆者健康手帳等交付状況

単位：人

法区分	事項	前年度末 現在	増			減			28年度 末 現在
			新規交付		転入	異動	転出	死亡	
			新	異動					
健康被 爆者 手帳	法1条1号	103	0	0	1	0	1	4	99
	法1条2号	52	0	0	0	0	0	4	48
	法1条3号	2	0	0	1	0	0	0	3
	法1条4号	6	0	0	0	0	0	0	6
	計	163	0	0	2	0	1	8	156
健康診断受診者証		3	0	0	0	0	0	0	3
合計		166	0	0	2	0	1	8	159

* 156人のうち認定患者は2人

イ 被爆地別・性別被爆者状況

被爆地別被爆者数は長崎 97人、広島 59人であり、性別では男性 92人、女性 64人の合計156人である。

ウ 健康診断実施状況

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第7条及び同法施行規則第9条の規定により、年2回の定期健康診断及び希望による健康診断を実施している。また、受診を促進するために交通費の支給を行っている。平成28年度の交通費支給件数は35件で、支給金額は75,240円である。

表 4-53 定期健康診断受診状況

年 度	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望
被爆者数	214	210	204	204	198	195	190	180	179	174	168	167	152	149	156
実施時期	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望
一般検査(人)	83	56	24	57	53	22	54	35	13	39	37	15	35	25	23
精密検査(人)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般検査受診率(%)	39	27	12	28	27	11	28	19	7	22	22	9	23	17	15

エ 手当等の支給状況

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当・介護手当及び葬祭料を支給している。

表 4-54 手当等支給状況

事項	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		医療特別手当	受給者数	5	3	3
	延支給件数	51	40	36	46	38
	支給金額	6,960,480	5,442,280	4,864,680	6,795,730	5,299,480
特別手当	受給者数	3	4	4	2	3
	延支給件数	45	48	38	26	33
	支給金額	2,268,000	2,410,800	1,896,200	1,328,600	1,699,500
健康管理手当	受給者数	173	151	140	131	126
	延支給件数	2,027	1,907	1,720	1,624	1,529
	支給金額	68,046,390	63,794,790	57,155,600	55,233,520	52,444,700
保健手当	受給者数	6	6	6	6	6
	延支給件数	72	72	72	72	72
	支給金額	1,211,760	1,207,800	1,200,240	1,229,040	1,238,400
介護手当	受給者数	3	2	2	3	4
	延支給件数	35	25	37	27	44
	支給金額	749,700	533,700	785,070	586,440	963,600
葬祭料	受給者数	13	16	13	14	8
	支給金額	2,613,000	3,216,000	2,678,000	2,884,000	1,648,000

オ 被爆者医療機関の指定状況

被爆者の医療を担当する医療機関には、厚生労働大臣の指定する指定医療機関と県知事の指定する一般指定医療機関がある。現在県では、指定医療機関 8 か所、一般指定医療機関 1,163 か所が指定されている。

(3) 熱中症対策

熱中症の発生状況を把握し、注意喚起することを目的として、6月から9月までの4ヶ月間、県内23の定点医療機関の協力の下、週毎に発生状況の報告を受け、県HP上に速報値として公表している。

沖縄気象台及び独立行政法人国立環境研究所と連携し、データの分析等を行い、沖縄労働局、観光業界やマスコミ等に情報提供するなど、予防に役立てている。

表4-55 年度別発生状況

単位：人

事項 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
男	601	750	612	926	927
女	134	173	168	186	221
居住地・県内	715	883	751	751	1095
居住地・県外	20	37	28	26	52
居住地・国外	0	3	1	3	1
年齢0～9	8	12	16	32	31
10～19	123	187	172	164	211
20～29	111	131	101	149	149
30～39	121	132	105	186	180
40～49	120	144	97	174	166
50～59	82	118	119	136	125
60～69	71	89	79	139	138
70～	99	110	90	130	148
不明	0	0	1	2	0
計	735	923	780	1,112	1,148
うち死亡者数	2	0	0	0	1

定点医療機関数：23機関 調査機関：6月1日～9月30日

表4-56 直射日光暴露時間調べ

単位：人

事項 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2時間以内	106	127	108	154	186
2～4時間	170	243	168	277	246
4時間以上	323	415	369	498	501
暴露時間無し	127	135	124	179	208
不明(なし)	9	3	11	4	7
計	735	923	780	1,112	1,148

表4-57 発生場所・発生要因

単位：人

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
項 目							
発生場所	1 農地	57	87	63	111	98	
	2 海浜	23	31	28	37	51	
	3 運動場	89	141	129	129	154	
	4 路上	61	60	57	99	84	
	5 ゴルフ場	11	10	4	18	11	
	6 屋外	338	417	366	492	500	
	内訳	1) 建設・工事現場	239	288	264	334	355
		2) 屋外（その他）	99	129	102	158	145
	7 屋内	156	175	133	225	250	
	内訳	1) 体育館等運動施設	38	48	42	55	64
		2) 自宅	69	62	54	89	91
		3) 屋内（その他）	49	65	37	81	95
	8 不明	0	2		1	0	
	計		735	923	780	1,112	1,148
発生要因	1 農作業（就労問わず）	62	89	70	109	99	
	2 漁業（就労問わず）	3	5	0	5	4	
	3 水泳・甲羅干し	12	11	17	13	29	
	4 運動（屋外）	108	167	137	152	176	
	5 ゴルフ	10	10	5	22	13	
	6 屋外作業	395	472	425	602	591	
	内訳	1) 作業中（就労中）	308	356	326	434	425
		2) 作業（就労外）	48	68	40	84	78
		3) その他（屋外）	39	48	59	84	88
	7 屋内作業	145	169	125	209	235	
	内訳	1) 運動（屋内）	34	50	38	57	59
		2) 就労中	42	52	33	78	85
		3) その他（屋内）	69	67	54	74	91
	8 不明	0	0	1	0	1	
計		735	923	780	1,112	1,148	

7 難病対策

(1) 難病特別対策推進事業

① 難病患者地域支援対策推進事業

ア 難病医療相談事業

難病医療相談事業は、難病患者及びその家族に対する療養上の不安の解消を図るために、各保健所が、難病の専門医師・保健師・介護支援専門員等による相談班を編成して実施している相談事業である。

本県では、平成7年7月から特定疾患治療研究事業の申請窓口を保健所へ移管したことに伴い、申請時に患者及び家族からの相談を受けて患者のより安定した療養生活の支援に努めている。また、各保健所は患者・家族等の交流及び情報交換等の場として活用している。

表4-58 年度別難病医療相談事業実施状況

年度	事項 医療相談 実施回数	医療相談 指導延人員	医療相談班従事延人員				
			医師	看護師	保健師	その他	計
平成24年度	10	176	9	0	22	9	40
平成25年度	6	64	5	1	13	8	27
平成26年度	4	43	4	0	16	5	25
平成27年度	5	45	3	0	22	8	33
平成28年度	6	70	5	0	24	4	33

※相談班従事人員の「その他」は、介護支援専門員、ケースワーカー、視能訓練士、音楽療法士等が含まれる。

イ 難病訪問相談事業

在宅の難病患者及び家族の精神的な負担を軽減するために、在宅療養に必要な生活指導を行うとともに、必要に応じて関係者と協力・連携しながら療養支援を行う。

特に、重症難病患者については退院に向けて、訪問看護ステーション等の関係者と協議・検討することにより、退院後の在宅療養が行えるよう訪問支援体制の推進に努めている。

表4-59 年度別難病訪問相談事業実施状況

年度	事項 訪問相談 実施回数	訪問相談 対象延人員	訪問相談従事延人員					
			看護師	保健師	P T	医師	その他	計
平成24年度	468	571	13	535	0	2	49	599
平成25年度	432	531	110	462	0	8	136	716
平成26年度	335	476	4	481	0	1	31	517
平成27年度	387	482	6	488	3	0	44	541
平成28年度	440	508	1	596	2	0	2	601

※P T：理学療法士の略

ウ 難病訪問指導（診療）事業

寝たきり等により受療が困難な在宅の難病患者を対象に、専門医・主治医・保健師・看護師・理学療法士等による診療班が訪問し、在宅療養に必要な医学的指導、リハビリや介護、療養生活上の指導や相談等について平成12年度より実施している。

表4-60 年度別難病訪問指導（診療）事業 実施状況

年度	事項 訪問診療 班数	訪問診療 実施回数	訪問診療 対象者数	訪問診療従事延人員					
				専門医	主治医	看護師	保健師	その他	計
平成24年度	10	10	18	3	2	3	9	17	34
平成25年度	9	9	14	2	0	2	8	15	27
平成26年度	5	5	5	0	0	0	6	5	11
平成27年度	6	8	10	0	0	0	11	11	22
平成28年度	6	6	6	0	0	1	9	6	16

② 難病相談・支援センター事業

平成17年度から難病患者団体認定NPO法人アンビシャスへ事業委託を開始し、相談支援員を配置して難病患者・家族等の悩みや不安等への相談、また患者会等の育成、就労に向けての支援を行っている。

表4-61 難病相談・支援センター相談・支援状況

	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	患者	家族	その他	計	患者	家族	その他	計	患者	家族	その他	計
面接相談	52	5	16	73	314	73	259	646	315	104	433	852
電話相談	185	101	225	511	34	6	15	55	41	45	54	77
その他	35	24	65	124	42	15	77	134	43	7	155	205
計	272	130	306	708	390	94	351	835	426	141	633	1,200

※その他とはメール、FAX等

③ 難病医療提供体制整備事業

入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関との連携による難病医療体制の整備を図ることを目的として、重症難病患者入院施設確保事業（平成27年要綱改正により難病医療提供体制整備事業に変更）として平成23年度より事業を開始し、難病医療連絡協議会の設置、平成24年度に難病医療専門員（平成28年要綱改正により難病医療コーディネーターに変更）を配置し、在宅重症難病患者一時入院事業を実施している。

表4-62 年度別在宅重症難病患者一時入院事業 実施状況

年度	事項 難病医療コーディネーター 相談件数	在宅重症難病患者一時入院事業			
		利用者実人数	延べ回数	延べ日数	実受入医療機関数
平成26年度	151	17名	43回	327日	12ヶ所
平成27年度	145	15名	33回	332日	6ヶ所
平成28年度	104	8名	17回	174日	6ヶ所

(2) 難病医療費等対策事業（特定疾患治療研究事業）

昭和47年の「難病対策要綱」の策定により開始された特定疾患治療研究事業は、原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれの少なくない疾病（いわゆる難病）のうち、難治度が高く重症度及び予後の不良性の高いもので、診断技術が一応確立しており、それが全国的にも普及している疾患を対象に、治療方法の確立と普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的として、医療費の公費負担を実施している。この事業においては他法を優先し、医療費（健康保険の診療報酬の例によって算定された額）のうち、被保険者が負担すべき額から所得に応じた自己負担限度額を控除した額を公費で負担する制度となっている。平成27年度より「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度が開始され、現在306の疾患が医療費助成の対象となっており、平成29年度より330疾患に拡大される。平成28年度末時点で10,496名が医療費助成の対象となっている。

(3) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の医療負担の軽減及び精神的、身体的不安を解消するため、国は、平成元年7月に「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」を定めた。本県も通知に基づき本事業を実施している。平成28年度末の先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付数は54件である。

表4-63 指定難病医療受給者証交付件数の年次推移

	疾患名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1	球脊髄性筋萎縮症	-	1	1	2	2
2	筋萎縮性側索硬化症	103	105	107	100	113
3	脊髄性筋萎縮症	12	16	23	52	51
4	原発性側索硬化症	-	-	-	-	1
5	進行性核上性麻痺	-	-	-	169	179
6	パーキンソン病	1,274	1,315	1,396	1,210	1,275
7	大脳皮質基底核変性症	-	-	-	88	88
8	ハンチントン病	10	16	12	13	13
9	神経有棘赤血球症	-	-	-	-	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	-	-	3	7	7
11	重症筋無力症	224	228	246	271	273
12	先天性筋無力症候群	-	-	-	-	-
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	61	78	87	98	101
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	29	33	37	44	47
15	封入体筋炎	-	-	1	5	5
16	クロウ・深瀬症候群	-	-	-	1	1
17	多系統萎縮症	92	90	98	104	104
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	132	135	134	137	144
19	ライソゾーム病	15	17	18	19	19
20	副腎白質ジストロフィー	9	8	6	6	7
21	ミトコンドリア病	15	16	24	28	28
22	もやもや病	104	108	108	126	136
23	プリオン病	11	10	9	14	12
24	亜急性硬化性全脳炎	12	11	11	11	12
25	進行性多巣性白質脳症	-	-	-	-	-
26	HTLV-1関連脊髄症	-	-	17	55	58
27	特発性基底核石灰化症	-	-	-	-	-
28	全身性アミロイドーシス	16	18	17	19	21
29	ウルリッヒ病	-	-	-	1	1
30	遠位型ミオパチー	-	-	1	4	5
31	ベスレムミオパチー	-	-	-	-	-
32	自己食食空胞性ミオパチー	-	-	-	1	1
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	-	-	1	1	1
34	神経線維腫症	25	27	24	27	33
35	天疱瘡	69	71	76	75	76
36	表皮水疱症	1	1	1	1	-
37	膿疱性乾癬(汎発型)	22	25	30	29	29
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	2	1	2	5
39	中毒性表皮壊死症	-	-	-	-	-
40	高安動脈炎	75	77	81	76	77
41	巨細胞性動脈炎	-	-	-	2	3
42	結節性多発動脈炎	87	100	31	33	31
43	顕微鏡的多発血管炎	-	-	79	95	100
44	多発血管炎性肉芽腫症	17	25	24	24	25
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	-	-	1	11	23
46	悪性関節リウマチ	47	46	53	55	57
47	パージャヤー病	67	68	66	60	55
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-	-	-	3	4
49	全身性エリテマトーデス	1,049	1,065	1,078	1,125	1,171
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	396	416	432	228	234
51	全身性強皮症	-	-	-	226	233
52	混合性結合組織病	153	156	151	149	152
53	シェーグレン症候群	-	-	9	85	126
54	成人スチル病	-	-	8	27	28
55	再発性多発軟骨炎	-	-	4	6	7
56	ベーチェット病	96	108	111	117	111
57	特発性拡張型心筋症	375	391	385	397	399
58	肥大型心筋症	10	12	12	20	19
59	拘束型心筋症	-	-	-	-	-
60	再生不良性貧血	83	83	78	87	96
61	自己免疫性溶血性貧血	-	-	1	6	10
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	-	-	1	4	4
63	特発性血小板減少性紫斑病	150	176	167	188	185
64	血栓性血小板減少性紫斑病	-	-	-	-	3
65	原発性免疫不全症候群	15	16	18	22	26
66	IgA腎症	-	-	11	120	158
67	多発性嚢胞腎	-	-	3	31	43
68	黄色靱帯骨化症	40	52	62	70	84
69	後縦靱帯骨化症	323	335	326	357	378
70	広範脊柱管狭窄症	74	86	83	84	87
71	特発性大腿骨頭壊死症	138	131	126	150	145
72	下垂体性ADH分泌異常症	88	109	131	20	21
73	下垂体性TSH分泌亢進症	-	-	-	-	-
74	下垂体性PRL分泌亢進症	-	-	-	12	12
75	クッシング病	-	-	5	7	9
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	-	-	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	-	-	-	28	29

78	下垂体前葉機能低下症	-	-	-	93	110
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	2	2	2	4
80	甲状腺ホルモン不応症	-	-	-	-	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	-	-	-	2	3
82	先天性副腎低形成症	-	-	-	-	-
83	アジソン病	-	-	-	3	3
84	サルコイドーシス	130	134	139	142	151
85	特発性間質性肺炎	87	87	75	96	110
86	肺動脈性肺高血圧症	29	36	42	50	61
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	-	-	-	-	-
88	慢性血栓栓性肺高血圧症	11	15	14	16	18
89	リンパ脈管筋腫症	3	4	5	7	6
90	網膜色素変性症	423	438	455	478	493
91	バッド・キアリ症候群	6	7	8	9	7
92	特発性門脈圧亢進症	-	-	1	2	4
93	原発性胆汁性肝硬変	316	345	369	389	424
94	原発性硬化性胆管炎	-	-	1	6	8
95	自己免疫性肝炎	-	-	12	40	41
96	クローン病	371	379	400	429	445
97	潰瘍性大腸炎	1,020	1,089	1,154	1,185	1,221
98	好酸球性消化管疾患	-	-	-	11	10
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-	-	-	1	3
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞減少症	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-	-	-	-	1
103	CFC症候群	-	-	-	-	-
104	コステロ症候群	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	-	-	-	-	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	-	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	-	-	-	-	-
110	ブラウ症候群	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	-	-	-	-	1
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	-	-	-	36	56
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	-	-	-	5	5
116	アトピー性脊髄炎	-	-	-	-	-
117	脊髄空洞症	-	-	-	2	2
118	脊髄髄膜瘤	-	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	-	-	-	-	1
120	遺伝性ジストニア	-	-	-	-	1
121	神経フェリチン症	-	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	-	-	-	-	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	-	-	-	2
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	-	-	-	1
126	ベリーー症候群	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	-	-	-	4	6
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	-	-	-	-	1
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	-	-	-	2	2
130	先天性無痛無汗症	-	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	-	-	-	1	1
132	先天性核上性球麻痺	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	-	-	-	-	1
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	-	-	-	-	1
135	アイカルディ症候群	-	-	-	-	-
136	片側巨脳症	-	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	-	-	-	-	1
138	神経細胞移動異常症	-	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	-	-	-	-	-
140	ドラベ症候群	-	-	-	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	-	-	-	1
142	ミオクロニー欠伸てんかん	-	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	-	-	-	-	2
145	ウエスト症候群	-	-	-	-	-
146	大田原症候群	-	-	-	1	1
147	早期ミオクロニー脳症	-	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-	-	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	-	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	-	-	-	-	-
151	ラスムッセン脳炎	-	-	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	-	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-	-	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	-	-	-	-
156	レット症候群	-	-	-	-	1

157	スタージ・ウェーバー症候群	-	-	-	1	3
158	結節性硬化症	-	-	-	-	3
159	色素性乾皮症	-	-	-	4	5
160	先天性魚鱗癬	-	-	-	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	-	-	-	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	-	-	-	18	38
163	特発性後天性全身性無汗症	-	-	-	2	2
164	眼皮膚白皮症	-	-	-	-	1
165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	-	-	-	1	4
168	エーラス・ダンロス症候群	-	-	-	1	1
169	メンケス病	-	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	-	-	-	-	-
171	ウィルソン病	-	-	-	3	8
172	低ホスファターゼ症	-	-	-	-	-
173	VATER症候群	-	-	-	-	-
174	那須・ハコラ病	-	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	-	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	-	-	-	-	-
177	有馬症候群	-	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	-	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	-	-	-	-	-
180	ATR-X症候群	-	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	-	-	-	-	-
182	アペール症候群	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	-	-	-	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリズ症候群	-	-	-	-	-
186	ロスマンド・トムソン症候群	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	-	-	-	-	-
188	多脾症候群	-	-	-	1	2
189	無脾症候群	-	-	-	-	1
190	鯉耳腎症候群	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	-	-	-	-	-
192	コケイン症候群	-	-	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	-	-	-	1	2
194	ソトス症候群	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンブソン症候群	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	-	-	-	-	1
202	スミス・マギニス症候群	-	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	-	-	-	1	1
208	修正大血管転位症	-	-	-	3	5
209	完全大血管転位症	-	-	-	1	3
210	単心室症	-	-	-	5	9
211	左心低形成症候群	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	-	-	-	-	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	-	-	1	5
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-	-	-	-	1
215	ファロー四徴症	-	-	-	7	14
216	両大血管右室起始症	-	-	-	2	2
217	エプスタイン病	-	-	-	2	2
218	アルポート症候群	-	-	-	2	3
219	ギャロウェイ・モワト症候群	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	-	-	-	-	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	-	-	-	3	5
222	一次性ネフローゼ症候群	-	-	-	35	60
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-	-	-	1	1
224	紫斑病性腎炎	-	-	-	-	1
225	先天性腎性尿崩症	-	-	-	-	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	-	-	-	-	5
227	オスラー病	-	-	-	-	3
228	閉塞性細気管支炎	-	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-	-	-	3	2
230	肺胞低換気症候群	-	-	-	-	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	-	-	-	-	1
232	カーニー複合	-	-	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	-	-	-	-	-
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	-	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	-	-	-	-	2

236	偽性副甲状腺機能低下症	-	-	-	3	4
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	-	-	-	-	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	-	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	-	-	-	2	2
241	高チロシン血症1型	-	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	-	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	-	-	-	-	-
244	メーブルシロップ尿症	-	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	-	-	-	-	1
246	メチルマロン酸血症	-	-	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	-	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	-	-	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	-	-	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	-	-	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	-	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	-	-	-	-
254	ポルフィリン症	-	-	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
256	筋型糖原病	-	-	-	-	-
257	肝型糖原病	-	-	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
260	シトステロール血症	-	-	-	-	-
261	タンジール病	-	-	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-	-	-	-	-
263	脳髄黄色腫症	-	-	-	2	6
264	無βリポタンパク血症	-	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	-	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	-	-	-	-	3
267	高IgD症候群	-	-	-	-	-
268	中條・西村症候群	-	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-	-	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	-	-	-	11	14
272	進行性骨化性線維異形成症	-	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	-	-	-	-
274	骨形成不全症	-	-	-	-	1
275	タナトフォリック骨異形成症	-	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	-	-	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	-	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	-	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	-	-	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-	-	-	1	1
282	先天性赤血球形成異常性貧血	-	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	-	-	-	6	11
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-	-	-	-	-
285	ファンコニ貧血	-	-	-	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	-	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	-	-	-	-	-
288	自己免疫性出血病XIII	-	-	-	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	-	-	-	1	2
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-	-	-	1	1
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	-	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	-	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	-	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	-	-	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	-	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	-	-	-	2	2
297	アラジール症候群	-	-	-	1	2
298	遺伝性膵炎	-	-	-	1	2
299	嚢胞性線維症	-	-	-	-	-
300	IgG4関連疾患	-	-	-	1	2
301	黄斑ジストロフィー	-	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	-	-	-	-	-
303	アッシュャー症候群	-	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	-	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	-	-	-	-	1
306	好酸球性副鼻腔炎	-	-	-	23	35
	合計	7,917	8,319	8,703	9,812	10,496

8 臓器移植等推進事業

(1) 臓器移植推進事業

平成9年に「臓器の移植に関する法律」が施行され、脳死後の身体からの臓器移植が可能となり、移植対象となる臓器として従来の腎臓・眼球（角膜）に、心臓、肺、肝臓、膵臓及び小腸が追加された。

平成22年7月に臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律が施行され、親族への優先提供、臓器の摘出要件等の改正、啓発の浸透もしくは拡大などにより今後、臓器移植件数は増加することが期待されている。平成29年10月19日現在、全国の脳死下での臓器移植件数は479例となっており、法施行後における脳死下での提供は392件となっている。

本県では、平成27年3月に県内初の脳死後の臓器提供が行われた。また、心停止下の腎臓移植が琉球大学医学部附属病院及び沖縄県立中部病院で行われており、平成21年より八重瀬会同仁病院が、平成23年より豊見城中央病院が、腎臓移植施設として認定されている。

表4-64 臓器移植待機患者数（平成29年9月30日現在）

(人数)

	腎臓	心臓	肺	肝臓	膵臓	小腸	角膜
全国	12,489	641	339	336	211	3	1,837
沖縄	222	心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸に関しては非公開					37

※角膜についてはH29.8.31現在

※データ提供：(公社)日本臓器移植ネットワーク、(公財)沖縄県アイバンク協会

臓器移植推進対策として、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」に、街頭キャンペーンや臓器移植普及推進シンポジウムを開催し、臓器移植に対する理解と協力を呼びかけている。

移植発生時業務をはじめ移植医療の円滑な推進を図ることを目的に設置している沖縄県臓器移植連絡調整者（コーディネーター）を中心に、医療機関への定期的な巡回訪問を行い、県内18医療機関に設置している院内コーディネーター（平成29年度は64名）担当者会議を年数回開催するなど、医療機関内での移植医療に対する普及啓発も強化している。

(2) 骨髄バンク推進事業

県では10月の「骨髄バンク推進月間」に街頭キャンペーンや医療講演会を実施し、骨髄バンクへの理解と協力を求めている。

白血球等の難治性血液疾患の治療のために骨髄移植を待っている患者は、平成29年9月末現在、全国で1,412人、沖縄県で11人となっている。骨髄移植を行うには、患者と骨髄提供者の白血球の型が一致する必要があるが、この型が一致するのは非血縁者では数百人から数万人に一人とまれである。このため骨髄移植の推進を目的に、骨髄バンク事業が実施されている。県では、赤十字血液センターの協力を得て、沖縄県骨髄バンクを支援する会が中心となり、献血と並行して骨髄提供希望者登録（以下、「登録会」と呼ぶ）を行い、人口比で全国一の登録者数となっている。

表4-65 骨髄提供希望者数・移植希望者数(平成29年9月末現在)

(人数)

	提供希望者登録者数	移植希望者数
全 国	473,899	1,412
沖 縄	22,830	11

※データ提供：(公財) 日本骨髄バンク

表4-66 骨髄移植実施数(平成29年9月末現在)

(人数)

	患者居住地	移植数	提供者居住地	採取数
全国	20,938	20,938	21,024	21,024
沖縄	168	92	360	174

(移植数と採取数に差があるのは、採取されたものの移植に至らなかった例が含まれるため。)

※データ提供：(公財) 日本骨髄バンク

